

# 法務局から地図作成についてのお知らせ

令和6年12月

## 土地所有者及び居住者の皆様へ

新潟地方法務局では、新潟市北区松浜本町一丁目ほか地区(新潟市北区松浜本町一丁目、北区松浜本町二丁目、北区松浜本町三丁目、北区松浜本町四丁目、北区三軒屋町、北区松浜一丁目、北区松浜二丁目の全部又は一部地区)を対象とした地区(下図参照)で、精度の高い不動産登記法第14条第1項に定める登記所備付地図を新たに作成することになりました。

作業実施に当たり、御迷惑をおかけしますが、御理解、御協力をお願いいたします。

作業期間等は、次のとおりです。

【作業期間】 令和6年12月から令和8年3月31日まで

【計画機関】 新潟地方法務局

## 作業内容等について

- ① 作業機関が、測量に必要な鉄を設置するための現地調査を行います。
- ② ①の作業に基づき、作業機関が道路等に測量に必要な鉄を設置します。
- ③ ②の作業後、作業機関が設置した鉄の測量を行います。

本年11月末頃から翌年3月末頃までの間に、①から③までの作業を、法務局の腕章及び身分証明書を携帯した作業機関の担当者が行います。

なお、本作業の詳細及び来年度の作業に御協力いただきたい点について、作業実施地区の土地所有者様宛てに、法務局から地図作成作業に関する資料を後日発送いたしますので、詳しくはそちらをご覧ください。



設置する鉄



腕章のデザイン

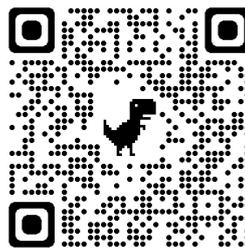
【地図作成地区】 ※赤線で囲まれた部分が作業対象地区です。



## 地図作成の目的

現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、明治時代に作成され、現地と形状が一致しないものや土地の境界(筆界)が現地で特定できないものが多い状況にあります。

登記所備付地図が作成されると、筆界が確定した土地については、土地の境界が特定しやすくなり、道路・下水道整備などの公共事業や円滑な不動産取引、災害発生時の迅速な復旧に役立ちます。



このQRコードから法務省が作成した音声付きの動画による説明を御覧になれます。

※測量法に基づく国土地理院承認(使用) R 5JHs 191

【お問い合わせ・連絡先】 〒951-8504

新潟市中央区西大畑町5191番地

新潟地方法務局不動産登記部門 地図整備室 TEL(025)226-0950 担当:阿部、小林